

事務用パソコン 一式

仕 様 書

令和5年11月



独立行政法人 国立高等専門学校機構

I. 仕様概要説明

1. 調達背景及び目的

独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局（以下「機構本部」という。）において利用しているパソコンの更新及び新規調達を目的とする。

2. 納入期限

本調達物品について、令和6年3月21日までに納入すること。

ただし、デスクトップ型パソコンについては「II 2.2(5)」に記載の ActiveDirectory ドメインへの参加作業を終了した状態で納入すること。

3. 調達物品名及び構成内訳

| | |
|-----------------|------|
| (1) デスクトップ型パソコン | 100台 |
| (2) ノート型パソコン | 5台 |

4. 技術的要件の概要

- (1) 本調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、「II 調達物品に備えるべき技術的要件」に示すとおりである。
- (2) 技術的要件はすべて必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は機構本部が必要とする最低要件を示しており、入札物品の性能等がこれらを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 入札物品の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、技術審査委員会において、入札物品にかかる技術仕様書その他の入札説明書で求める提案資料の内容を審査して行う。

Ⅱ. 調達物品に備えるべき技術的要件

1. 性能, 機能に関する要件

1.1 ハードウェア

1.1.1 デスクトップ型パソコン 100台

本調達物品のデスクトップ型パソコン100台における要件は以下のとおりであること。また、本体、キーボード、マウス、その他付属品の組み合わせとし、メーカーは全て統一すること。

- (1) CPUは、第12世代 Intel® Core™ i3相当(4コア 基本3.30GHz-最大4.30GHz)以上、又は第4世代 AMD Ryzen™ Pro 5(6コア 基本3.90GHz-最大4.40GHz)相当以上で、キャッシュは12MB以上の性能を有すること。
- (2) メインメモリは、16GB以上を内蔵すること。
- (3) 記憶装置として、SSD200GB以上を内蔵すること。
- (4) USB2.0以上対応のType-Aポートを前面に1個以上、且つ筐体全体では5個以上を有すること。
- (5) Ethernet インタフェース 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-Tに対応した内蔵ポート(RJ-45)を1つ以上有すること。
- (6) OSは、Microsoft Windows 11 Pro 64bit(日本語版)が動作し、このOSを本調達に含め搭載すること。なお、機構本部側でプロダクトキーの提供が可能である。
- (7) ディスプレイと接続するポートは、解像度1,920×1,080ピクセル以上(32bitカラー)の表示が可能な端子を合計2個以上有すること。ただし、それらのポートはHDMI(Type A)、DisplayPort、DVI-D、D-sub(DE-15)のいずれかとすること。
- (8) 筐体は、外形寸法が120mm×400mm×400mm以下のものであること。なお、外形寸法には、スタンド等のオプションは含まない。
- (9) 筐体は、盗難防止ロック、ワイヤーに対応していること。
- (10) 電源は、AC100V(50/60Hz)に対応すること。
- (11) キーボードは、日本語109キーボードを付属すること。
- (12) マウスは、メンテナンスフリーのUSBホイールマウス(2ボタン以上)を付属すること。
- (13) その他付属品は、電源コード、ケーブル類など、使用に必要な付属品について調達数量に合わせて用意すること。
- (14) ドライバ・インストールディスクやSSDの内容を工場出荷時に戻すためのリカバリメディアを1式以上用意すること。

1.1.2 ノート型パソコン 5台

本調達物品のノート型パソコン 5台における要件は下記のとおりであること。また、本体、その他付属品の組み合わせとし、メーカーは全て統一すること。

- (1) 第12世代 Intel® Core™ i5(10コア, 基本 1.3GHz 最大 4.40GHz)相当以上, 又は第4世代 AMD Ryzen™5(6コア, 基本 2.1GHz 最大 4.0GHz)相当以上, キャッシュは 12MB 以上の性能を有すること。
- (2) メインメモリは, 16GB 以上を内蔵すること。
- (3) 記憶装置として, SSD200GB 以上を内蔵すること。
- (4) Type-C ポート及び USB3.0 以上対応の Type-A ポートをそれぞれ 1 個以上有すること。
- (5) 無線 LAN 機能を有し, Wi-Fi6 に対応していること。
- (6) OS は, Microsoft Windows 11 Pro 64bit (日本語版) が動作し, この OS を本調達に含め搭載すること。なお, 機構本部側でプロダクトキーの提供が可能である。
- (7) 内蔵ディスプレイは, 13 インチ以上 14 インチ以下のサイズとし, タッチパネル機能を有すること。
- (8) 筐体の重量は, 1.35kg 以下とすること。
- (9) 筐体はノート型とし, テント型の形状にすることも可能とすること。
- (10) キーボードは, 純正品の JIS 標準配列の日本語キーボードとすること。また, テンキーレスであること。筐体がキーボード着脱式の場合は着脱可能な純正品のキーボードも付属すること。
- (11) Web カメラ(解像度 720P 以上)を内蔵すること。
- (12) 電源は, Type-C 給電が可能なものとすること。
- (13) 内蔵バッテリーを有し, JEITA バッテリー動作時間測定法もしくは Mobilemark2018 の基準で 6 時間以上の駆動が可能なこと。
- (14) その他付属品は, AC アダプタ, 電源コード, ケーブル類など, 使用に必要な付属品について調達数量に合わせて用意すること。
- (15) ドライバ・インストールディスクや SSD の内容を工場出荷時に戻すためのリカバリメディアを 1 式以上用意すること。

1.2 環境配慮要件

本調達物品の全パソコンにおける環境配慮要件は、以下の全てを満たすこと。

- (1) グリーン購入法に適合していること。
- (2) 国際エネルギースタープログラム（2014年7月1日以降の基準）に対応していること。
- (3) J-Moss グリーンマーク又は RoHS 指令に対応していること。

2. 性能, 機能以外に関する要件

2.1 製品保証

- (1) 全てのパソコンにおけるハードウェア製品保証については期間を納入日付より5年間以上とし、対応については、以下のどちらかとする。
 1. 「月曜日～金曜日（祝祭日と年末年始 12/29～1/3 を除く）9時～17時」対応（問い合わせ窓口含む）で応答時間が翌々営業日以内のオンサイト保守
 2. 「月曜日～金曜日（祝祭日と年末年始 12/29～1/3 を除く）9時～17時」対応（問い合わせ窓口含む）のSENDバック保守
- (2) 全てのパソコンにおいて、SSD が故障し交換となった場合、その故障した SSD は機構本部で所有できること。又は、故障した SSD を完全消去若しくは物理破壊することとし、消去証明書又は破壊証明書を発行すること。
- (3) デスクトップ型パソコンにおいては、SSD が故障し交換となった場合等、作成したマスタイメージから回数に制限無く復旧出来ること。また、復旧作業は機構本部担当者が行うこととし、復旧手順をまとめた資料（PDF）を一式添付すること。
- (4) 製品保証にかかる問い合わせ先を機構本部へ明示すること。また、その保証開始時にメーカー等へのユーザ登録等が必要な場合は、受注者側で登録作業を行うこと。
- (5) 製品保証は、メーカー又は純正部品の供給を受けて作業を実施することが可能な代理店若しくは取扱店等が行うこと。

2.2 納入・キッティング作業要件

- (1) キッティングでは、デスクトップパソコン100台を対象として以下の設定を行うこと。
 - ・ハードウェア構成
 - ・OS 基本構成
 - ・アカウント
 - ・ソフトウェア
 - ・既定のアプリ
 - ・コンパネ系設定
 - ・タスクバー
 - ・スタートメニュー
 - ・ネットワーク
 - ・ActiveDirectory ドメインへの参加
- (2) デスクトップパソコンの納入及び高専機構ドメインへの紐づけの作業日は、日程を前もって提示し、機構本部担当者の承諾を得ること。また、機構本部と関わる納入の実施時間帯については、原則「月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時」とし、具体的な作業日時については、機構本部担当者との協議の上決定すること。

- (3) デSKTOPパソコンに関しては、機構本部と協議の上でマスタイメージを作成し一式を納入すること。なお、マスタイメージの作成については別紙「マスターPC 仕様書」のとおりとすること。
- (4) キット作業の2週間前までに納入するパソコンの MAC アドレスの一覧を提供すること。
- (5) デSKTOPパソコンは、「II 2. 2(1)」のうち事前に実施可能な設定を実施した上で、下記の場所に搬入し、ActiveDirectoryドメインへの参加作業を行うこと。
国立高等専門学校機構 本部事務局八王子オフィス 3階会議室
〒193-0834 東京都八王子市東浅川町 701-2
- (6) デSKTOPパソコンは、キットにそのまま利用できる形で、マスタイメージを格納したメディアとキットの手順をまとめた資料 PDF を一式添付すること。
- (7) ノートパソコン及びその他の付属品は、別日に納入しても構わないが高専機構ドメインへの紐づけ作業日までに以下の場所へ納入すること。
国立高等専門学校機構 本部事務局八王子オフィス 2階 財務課契約係
〒193-0834 東京都八王子市東浅川町 701-2
- (8) 搬入の際は、本調達物品を梱包材等から全て取り出し、機構本部が指定する箇所へ納入すること。また、その搬入時に生じる梱包材等は、受注者が責任を持って引き取ること。
- (9) 搬入の際は、施設等に損害を与えないように注意するとともに、機構本部担当者立会いの上で行うこと。万一施設等に損害を与えた場合は、受注者の負担により現状復帰すること。
- (10) 本調達物品の保証書は、機構本部へ取りまとめて納入すること。
- (11) 全パソコンのシリアル番号(製造番号)、MAC アドレス、WindowsOS 関連の番号、製品保証を受けるために必要な番号を対応させた一覧表をエクセルデータにて作成し納入すること。
- (12) 機構本部内のパソコンにおいて、今後本調達物品と既設パソコンが混在することから、本調達物品についてはその対象物品であることがわかるよう、納入日、製品保証期限等を外から確認できる箇所へ印等を貼付すること。

2.3 機密保持

- (1) 受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。また、「II 2. 1(5)」で言うメーカー又は代理店若しくは取扱店等においても同様とする。
- (2) 受注により知り得た情報については、契約期間はもとより、契約終了後においても第三者に漏らしてはならない。また、「II 2. 1(5)」で言うメーカー又は代理店若しくは取扱店等においても同様とする。
- (3) 正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合、書面によって事前に承諾を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。
- (4) 機構本部が提供した資料は、原則として全て複製禁止とすること。但し、業務上やむを得ず複製する場合であつて、事前に書面にて機構本部の許可を得た場合はこの限りではない。なお、この場合にあつても使用終了後はその複製を機構本部に返納又は焼却・消去する等適切な措置をとり、機密を保持すること。

2.4 情報サプライチェーン・リスク

- (1) 受注者は、サプライチェーン・リスクの要因となる脆弱性を発生させない又は増大させないための管理体制を構築すること。また、契約締結後速やかに情報セキュリティの確保を目的とした体制を整備し、機構本部に提示すること。報告する体制に

は、以下の情報を含めること。また、体制が変更になった場合は、速やかに機構本部へ報告を行うこと。

- (ア) 管理体制図
 - (イ) 受注者の資本関係・役員等の情報
 - (ウ) 事業の実施場所
 - (エ) 事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）
 - ・実績及び国籍に関する情報
- (2) 受注者は、機構本部がサプライチェーン・リスクに係る情報セキュリティインシデントを認知した場合又はその疑いが生じた場合に、必要に応じて業務内容、作業プロセス又は成果物を立ち入り検査等で機構本部が確認することを了承すること。
- (3) 本業務において、機構本部がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、リスク低減対策等、機構本部と迅速かつ密接に連携し提案の見直しを図ること。

2.5 検査及び検収

機構本部担当者の立ち会いのもと行われる、以下の納入物品全ての納入をもって検収とする。

- (1) 全てのパソコン及び付属品
- (2) デスクトップ型パソコン用マスタイメージ
- (3) デスクトップ型パソコン用マスタイメージからのキッティング手順、及び復旧手順
- (4) 全てのパソコンの保証書
- (5) 全てのパソコンのシリアル番号等必要な番号をまとめた一覧表
- (6) その他、本仕様書を実現するために必要なライセンス証書等の必要書類

なお、上記(4)及び(6)においては、有効であればその形態（紙、電子データ）は問わない。また、(2)から(6)においては、電子データを一つのメディアに格納しても構わない。

2.6 その他

- (1) 納入する物品は、中古品であってはならない。
- (2) 納入する物品について、メーカー側のモデルチェンジ等でやむを得ない事由により、入札参加資格書類提出時に提示した物品の納入が困難になった場合は、その旨を機構本部担当職員に文書（様式自由）で申告し、機構本部の承諾をもって同一メーカーの後継機種若しくは同等性能を有する機器を納入することができる。